國學院大學学術情報リポジトリ

柏崎騒動管見:「生田萬の落し文」によせて

メタデータ	言語: Japanese
	出版者: 国学院大学法学会
	公開日: 2024-05-11
	キーワード (Ja): 生田萬, 柏崎騒動
	キーワード (En):
	作成者: 小林, 宏
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000365

柏崎騒動管見

――「生田萬の落し文」によせて――

小 林 宏

四 Ξ = 落し文のレトリック〇 落し文の信憑性 落し文の伝本とその内容 落し文のレトリック口 ―正当化の為の二つの根拠

-松平定信の政策

緒

言

落し文のレトリックに ----「国本論」をめぐって----

五

落し文のレトリック四

- 生田萬と松平定信-

六

言

結

緒

言

ぐれた研究成果が挙げられているが、この事件と生田萬の思想との関係については、史料上の制約もあって、研究 天保八年(一八三七)六月一日に勃発した柏崎騒動、 即ち生田萬の乱については、すでに先学によって多くのす

2 者によって見解が分れ、必ずしも一定していないのが現状のようである。 生田萬の集団が掲げた二旒の白旗に記された「奉天命誅国賊」、「集忠義討暴逆」の文字は、この集団による行動

國學院法學第51巻第4号(2014) が、そこには当時の生田萬の意向が籠められており、この事件の本質を探る上において看過すべき史料ではないと の落し文には、 の相違があり、 から「生田萬の落し文」と称された匿名の檄文がある。但しこの文書の信憑性についても、従来、研究者間 るところを十分に知ることはできない。この文言の具体的な意味内容を推測せしめる文献として当時、 の意図や目的を示す唯一のものであるが、この旗の文言は、 その史料的価値については、まだ確定していないようである。しかし私は以下に述べるように、こ まだ謎の部分が多く残されており、 果して生田萬自身がその全文を執筆したかどうかも不明である 余りにも抽象的であって、これだけでは、 土地の人々 その意味す に意見

等については、本稿では直接とり上げず、今後の課題とすることにしたい。 の一端を知る手懸りを得たいと思う。なお、この事件の真の動機、 の参加を促したか、その説得のためのレトリックを考察することを主たる目的とし、 本稿では、先ずこの落し文を通して、生田萬がどのような論理を以て柏崎の民衆に対し蹶起を呼びかけ、行動 意図、目的、 及びこの事件と萬の思想との関係 併せて当時の萬の心情 『や思考

考えている

落し文の伝本とその内容

見の及ぶ限りでは、 最初に、 落し文の伝本とその内容について見て行くこととする。 次の伝本三種があげられる。 現在、 その原本と思われるものは存在せず、

管

いる。

(1) 生田 .萬 0 |落し文」、甲子樓主人講 演 「韓王生田のな 旗 風 所

落弁」、「

3 2 五月二日 1落書」、 御陣内騒働記」 「柏崎騒 動聞書」 (財団法人黒船館々長、 (柏崎市西本町、 西巻憲 直 郎 (氏所蔵) 郎氏旧蔵、 柏崎市立図書館 新 蔵 所

吉田

所

載

義人生田萬の生涯と詩歌』 ①を掲載する 「生田の旗風」 (昭和四年、 は、 明治三十六年一月十九日の柏崎新聞附録として刊行され、 春秋社刊) に転載された。 但し、 甲子樓主人 (関甲子次郎氏) その後、 が 相 生 馬 御 \mathbb{H} 風

旗風」に掲載した落し文の祖本については不明。

陣内騒働記」 ②
には、 「肴場四ッ角ニ壱丈斗之竹先キニ水引ニ而結付の落弁之事」という前 の表紙には、 「天保八酉六月朔日七日認」「内山篤次控い」の記事がある。 書 が あ る。 内山篤次」 また②を掲載す 」は不詳。 Ź 御

る。 八氏宅の文書整理中に発見され、 ③を掲載する にも掲載されている。 なお上記①②③は、 「柏崎騒動聞書」 何れも その 『柏崎市史資料集 「解題」 は、 翌二十八年に柏崎 今泉鐸次郎•今泉省三他編 によれば、 当史料は昭和二十七年、 市西本町一丁目 近世篇2下』 (昭和六十年、 『越佐叢書 の西巻達一 新潟県中頸城郡黒川村字岩手の佐 郎氏がそれを譲り受けたとされてい 第八巻』 柏崎市史編さん室) (昭 和 五十 年、 に収載され 野 高出 藤平 版

子関係 ③に比べると、 に際しては、 次に上記 はないと思わ ①を使用してい 種 誤字脱字は少なく、 の伝本の体裁についてみると、 れる が、 る。 両者とも筆写の際の誤字脱字が認められ、 その文章も一 ②③については、 応整っている史料である。 それを筆写した人物は別人であり、 必ずしも良好な写本とはい 従って研究者の多くは、 えな ② ③ 間 落し文の引用 67 1 は は $\tilde{2}$

3 1 か その文体についてみると、 ②③には擬漢文体の個 所が ~多い が 例 えば 可申 -触者也」 必蒙天罰 ŧ 0 也

を蒙る者也」等)。更に伝本の内容についてみると、①と②③とには、 ①には擬漢文体の個所は少なく、 書き下し文となっている個所が多い 次のような大きな違いが (例えば 「申触る可き者也」 ?ある。 一必ず天罰

國學院法學第51巻第4号(2014) う事書がある。 之、必蒙天罪もの也」、 先ず落し文の冒頭について。 (句読点、 小林、 ③の前掲文の次にも、若干の誤写があるが、 以下同じ)とあり、 ③には「此書付、 ②には「此書付、 ②の前掲文の次には、 早速二在町可申触者也。 早速ニ在町可申触もの也。 やはり改行して②と同様の文がある。 改行して 万一、此書付直ニ役元へ差上候者ハ必蒙天罰者 「耳目ある在町の 万一、此書付直ニ役本へ差上候 ものニ しかし①に 申 崩 す 事 とい は 0)

②③の前掲文に相当する文は冒頭部にはなく、

その末尾に

「但し此書附、

早速に在町に申触る可き者也。

万

此

後に のような差出し人を示す記載は 書附直に役元へ差出し候者は必ず天罰を蒙る者也」と記されており、 その他 という事書はない。 「触書 0) 個所について。 ありものよしこころざしし (②)、「触元 次に落し文の末尾について。 ②③にあって、 ない 心さしある者也」(③) ①にはない文がある。 ②③には、 という差出し人が記されてい 下記の傍線部が即ちそれである 共に また①には、 「急度順達可被致候。 「耳目ある在町のものニ申 以上 る。 しかし①には、 (②を引用 とあって、 その 崩 す

内は③ (a) 穀物を隠し 此時、 当年猶又穀物不実候へは天下大乱也。 置候をせんさく致し、…… 御領 分は 其乱の許也。 然 ル に柏崎之御役人、 何故在々之長百姓

- (b) 第一 不残打潰し は 茜 巻・岩下・ 可申事、 西 Ш 米屋共、 町 役人ハ中村・宮川、 是を打潰 両 人之御代官退役 被下度 在分ハ大肝
- (c) 御 制 度御 用 へ被下、 米直段、 去暮落札より壱俵安ニ御蔵敷御定メ被下候 ハ 在町 同 Z難有奉賀申上候。 (入)

(d) 此書付、 右中浜、 外人ニ見せ候、 納屋町、 四ッ家、 決断之上、 浦町・柳橋等ニ・・・・・ 格別此儀二付 直ニ役元へ 差上候得は、 御 心付 も勿論の

事

異なっているから、②と③は同系統の伝本と考えてよいであろう。それでは、①と②③とは何れが落し文の原文に 以上、②と③とでは、その用字に関しては若干の異同はあるものの、その文体や文の構成はほぼ同じく、 かということになるが、文体を考えれば②③の方が原文に近く、落し文の町在への伝達を命じた文も、 ①のよ

②③のように冒頭にある方がより効果があろう。②によれば、この文は落し文とは

別

うに末尾にあるよりは、

ち②を掲載している か、 たことになる。 ①にはないが、 または落し文の表紙に記されていた可能性がある。 しかもこの落し文の前掲前書によれば、それが撒布されたのは「看場四ッ角」であって、 落し文の原文にはあった方が自然である。 「御陣内騒働記」の前掲表紙の記事からすれば、この落し文の全文は事件後、 ②③の冒頭にある事書や末尾にある差出し人を示す文言 更に②③については、 次のことが注目されよう。 間もなく写され 同所は当 即

柏崎騒動管見(小林 書」とあるから、 時の柏崎において人々の最も多く集合する繁華な場所であった(3) て記されているから、落し文は、この四地域に分けて、多く撒布されたであろう)。また③によれば「五月二日 筆写されたかどうかは不明であるとしても、それらは、 し文の撒布された日付、 落し文は事件勃発の約一月前に撒布されたことになる。このように②③を掲載する史料には、 場所、 状況等が具体的に記されている。以上を勘案すれば、 かなり原文に近い体裁や内容をもつ伝本と考えてよい (但し落し文には、 集合すべき場所を四地域に分け ②③が落し文の原本から直接

5 が、 落し文の体裁や構成については、 方、①につい ては、 どのように考えたらよい 上述のように②③とはかなりの相違がある。 か。 ① は、 内容に関しては②③とそれほど異なるもの 結論から先にいえば、 では ①は後に

は

なかろうか。

れたからではなかろうか

Ł 町役人の姓の一 仮名であって、 なって落し文の原文に修正の筆が加えられたものではないかと思う。 のであろう。 全体として読み易く理解し易い。 字が伏字になっているが、 か に①は②③に比べて誤字、 それ 脱字が少なく、 は関甲子次郎氏が落し文を「生田 しかし、 それも関氏、 殆ど書き下し文となっており、 ①では攻撃・非難の対象となっている米 もしくは他者によって、 の旗風」 に公表した際に作為した また仮名はすべ その祖本が修 て平

國學院法學第51巻第4号(2014) には L な記述があるが、 飢民救済には殆ど効果はないであろう 札より壱俵安ニ……」 異なっている。 て理 前掲②③にあって①にない文についても、 此書付直ニ役本へ差上候もの有之、必蒙天罪もの也」 第 解し 易い 弐人之御代官、 ように削 末尾の もし上記の文が①の祖本にもあったとすれば、 の文は、 「格別此儀ニ付、 一除したということになろう。 ……是等ハ張本ニ付、 柏崎陣屋 (或い 直ニ役元へ差上候得は、 の蔵米入札の値段を指していると思われるが、 次のようなことが考えられる。「両人之御代官退役被下度」 は 「壱俵」 此もの共首刎可申事」とあって、 但し②③に誤写・ には脱字があるかも とは、 ①にそれがない その内容が 御心付も勿論の事ニハ無之候哉」は、 誤読があって、 離歸 知れ のは、 してい ない)。 代官に対しては、 \bigcirc 後人が落し文の内容を整 「壱俵」安くしたとしても る このように②③には不審 別用字が また「米直 正しい 段 冒頭 その と思 は 去暮落 記 0 後段 わ 述 一万

こととする。 以上から、 ③は柏崎 ②③を原文に近い 市立図書 館所蔵本を使用したが、 ものと一応考え、 今、 ②③を底本とし、 ② は、 それを掲載する「 ①を参照して、 御陣内騒働記」 落し文の全文を左に掲 の原本を諸 般 げ 0)

は ①

等である。

る個所も若干存する。

(2) (3) (1)

「大塩平八郎様之火事」、「此儀……私欲

かかわり候事、

第一

0)

肝要ニ候」

(括弧

情により閲覧することができなかったので、 『柏崎市史資料集 近世篇2下』 掲載のものを便宜使用した。 内 事 別を斗

ŋ

を重き曲事ニ申付、

町人長立候ものは穀物ハ不申及、

の厳重ニ咎メ申

持運ひ候も

玉

0

制 度ハ

更ニ

若又是等之者有之は直ニ首を刎ね、

此書付、 早速ニ 在 崱 可申 一触も の也。 万一、 此書付、 直二 一役元へ差上は出 候もの有之ハ必蒙天罰も

内は②または③の用字である (句読点は小

恩ニ 報し 困窮を救 Š の一心よりの所為。

耳目ある在

町

のも

のニ

申 崩

す 事

民は国の 扨柏崎、 本ニ 楽翁様以 颀 来之御政事、 民の貧富より 毎々此儀を第一と可致候処、 国も貧富する 天利の道理也。 夫故、 治乱: 共に民を富ますを肝要ニ 別而去申年 致 すも 0 也。

下大乱也。 候故、 外ニ天下ききんニ而、 御領分中、 ルニ百姓は穀物を他村へ運ひ候得共、 壱合たりとも余分あらば長(帳) 御領分は其乱の許也。 米穀六ヶ敷相成、 すで二乱世とも可 然ルニ柏崎之御役人、 _ .面ニ留、五人組ニ) 日の間ニ米直段、 7成趣、 御禁制も無之、 只今ハ卵をかさねたることく の時節故、 (実に) |預ケ、此分ハ不申及、其地の穀物を外国江持運ひ候||何故在々の長百姓穀物を隠し置候をせんさく致し、 山ニ登るがことく、此時、 天保四巳年以来、ききん相続き、 悪商人共、 穀物を積出し 当年猶又穀物不実候 候得共、 武の 備 是も御禁制 ハ 尤最 可 不被成 有之儀 は 其

被下度、 なしと可申。 誠然 在分ハ大肝煎不残打潰し可申事、 可 |憐事 愈々無法ニ候得は、 也。 第 は西巻・ 此上は必死と申もの也。 岩下・ 是ヲ在町江御懸ヶ可被成之処、 西山 下として御上様に御差図致ニハ無之、 米屋共、 懸ヶ可被成之処、少々之儀も御禁制無之は.酒かす迄も一切の食物、他国江運ひ候も. 町役人ハ中村・ 乍去、大塩平八郎様之火事と堅く禁制之事、 (大)(は) 宮川、 是を打潰し、 此儀私欲ニさへ抱り不申 両 人之御代官、 難渋之も 帹 退

天理ニ 敷御定メ被下 相叶 候間 ·候 ハ在 私欲ニかかわり候事、 前 | 同難有奉賀申上候。| の肝要ニ 併此儀御取用ひ 候。 御 御制度御用へ被下、: 無之候ハ バ迚も必死ニ 米直段、 候間 去暮落札より壱俵安ニ厳 同 覺悟を極メ、 上

等ハ張本ニ付、此もの共首刎可申事、 ハ中浜 耳目をひらきて考へ早々可打立もの也。第一、弐人之御代官、 寺の下へ打集り、評義之上、江戸迄も、 三ッ石ニ打集り、 納屋町ハ直ニ浜ニ打出テ、四ッ家 楽翁様の御代ならハ如斯之処、 桑名迄も、御公儀様迄も願出可申事也。 ハ悪田浜ニ打出し、 此西山・岩下・西巻米屋、 (只今) 我々共、 浦町 迚も必死之事故、 国法ニしたかへ、天照大神 ・柳橋辺のものハ不残西光 在分ハ大肝煎不残、 在 町共、 能々 是

早々決断して是等の首を刎て、天神・楽翁様の御主意ニかわるべきもの也。其かなめハ是より他事無之事也。此 の御勅ニしたがへ来候得共、 楽翁様 (の) 御思召も一同之事ニ付、 少々其法ニ隨ひ、一同百姓町人の難渋も (の者共)

書付、 浜 納屋町、 外人ニ見せ終り、 四ッ家、 浦町・柳橋等ニ急度順達可被致候。 決断之上、 格別此儀 三付、 直ニ役元へ差上候得は御心付も勿論の事ニハ無之候哉。 以上。 右中

角 ラ

こころざしあるものよ

落し文の内容は、次の三段階に大きく分けることができよう。

「民は国の本ニ而、 民の貧富より国も貧富するは天の道理也。 ……武の備ハ尤可有之儀也。」

「然ルニ百姓は穀物を他村へ運ひ候得共、 御禁制も 無之、……米直段、 去暮落札より壱俵安ニ厳敷御

下候へハ在町一同難有奉存候。」

(三) **-併此儀御取用ひ無之候ハバ迚も必死ニ候間、** ……急度順 達可被致候。 以上。

機的状況を述べ、 一は飢饉に悩む柏崎の町在民に対し、 その原因を招いた悪吏・奸商の処罰を求めたもの、 施すべき政策の基本原理を述べたもの、 巨は柏崎の町在民に対し、一致団結して柏崎 口は飢饉による柏崎 Õ 町在民の危

陣屋の暴政に対する積極的な抵抗を呼びかけたものである。

一落し文の信憑性

が落し文の原文に近いものであるとしても、 前章では落し文のテキストについて、若干の検討を試みたが、ここに大きな問題がある。それは前記伝本の②③ この「生田萬の落し文」と称される文書が果して生田萬自身によって

書かれたものかどうかということである。

較して、「只大塩先生の檄文は、生田先生の落文よりは、 前掲書三〇一頁以下)と述べて、この落し文を生田萬が書いたものとして扱っているのである。 当事件と関係の深い文書として認識されていたことを物語る。 かった。 この落し文を引用するに当って、「其頃柏崎の諸所に、落し文を為す者がありました。 中に、共に落し文以外の騒動関係記事と一緒に収められていることは、 しかし、その後、この落し文の評価をめぐって研究者間に意見の相違が生じた。次に当事件の代表的な研究者で 記②が 後には之れを生田萬の、 「御陣内騒働記」という題名をもつ記録の冒頭部に、 落し文と人々は云ひました」としてその全文を紹介し、その後に大塩の檄文と比 余程綿密にして、且つ長文なるもので有り升」 従って「生田の旗風」を著わした関甲子次郎氏も ③ が 「柏崎騒動聞書」という項目名をもつ記 事件当初から人々によって、この落し文が 誰の所為か一向しれません (相馬御風

伊東多三郎 『国学者の道』 昭和四十六年、 野島出版刊 (昭和十九年刊の改訂版

ある三者の見解について見ておくこととしたい。

(二三二頁) として、 伊東氏は、 この落し文について、「文辞が拙なく内容もふさわしくないので、生田萬の檄文とは考えられ その研究を断念し、 その全文は「ただ参考のため」(同上)として、 関甲子次郎氏の掲げる前

らの

う行動が百姓たちの蜂起をうながすことを考えていたことになり、

陣屋襲撃の意味を一

層理

解し

易

(1

ものにす

こと等である

(四八・四九頁)。

記 生田田 上田賢治 [萬の落し文] (①) 「生田萬考」『國學院大學日本文化研究所紀要』三二輯、 を転載している。 昭和四十八年

考えられない」とする伊東説に対し、「必ずしも、そうとばかりは思われない」と述べ、 上田 民は、 の落し文が土地の人々から「生田の落し文」と呼ばれていたことを重視して、 その理由として次の 生田田 萬 0) 檄 文とは 事 実

方とも一致していること、 展開に近似性のあること、 でさえあること、 を指摘された。 即ち、 萬がかつて館林侯に奉った藩政改革意見書 この落し文の内容が大塩の檄文ほど儒教的ニュアンスはなく、 更に落し文に悪徳商人襲撃のため百姓の集結すべき場所の指定が為されてい とくに落し文の陣屋襲撃の目的はただ悪吏膺懲の為であり、 「岩にむす苔」と落し文との間に、 全体が何 萬のか れか ねて抱い その発想、 てい ・えば神 るのは、 論 た考え 理 道 萬 0)

(三) 方的展開 新沢佳大 昭和四十八年、 「近世支領統治 ... の 一 吉川弘文館刊。 考察 生田 同 万の乱の社会的構造」 越後生田 .萬の乱」『大塩研究』 一一号、 豊田武教授還曆記念会編 一九八一年 『日本近 史 0)

事実、 難・攻撃の対象とされて る貨幣経済の浸透と小前百姓の反陣屋闘争について論述を展開されている。 方、 - 萬以外の何人に求めることができようか」とされている 萬を柏崎に招聘した、 前者の論文におい いる西 <u>П</u> て生田萬の乱を社会経済史の 岩下・ 萬と関係の深い豪商らの名がこの落し文には見えないこと等か 西巻の米商 中 村 視点から考察し、 宮川の町役人が何れも生田萬 (一四頁)。 また後者の論文におい 落し文を用い て、 の門下では 当時 5 て Õ ない 泊崎 この落し文 とい に お ij

の筆者を一 以上、 伊東氏は、 この落し文は萬の書いたものではないと断定されたが、 一方、 上田、 新沢) 両氏 は その 内容に

検討を加え、 この文書が生田萬の落し文として、 一定の信憑性を有することを認められた。 私も後述するように、

ŧ 落し文の内容をつきつめて考えると、萬の思想と符合するところが多く、当時の萬の意向を書き記したものとして それほど不自然ではないように思われる。ただ問題は、 伊東氏が指摘された「文辞が拙なく内容も 生田

ŋ に て、その全文を書いたものとしては、 また論旨必ずしも明快ではない個所も存する。従って、頭脳明晰にして名文家でもある生田萬が自ら筆を執 ふさわしくない」とされた落し文の「文辞」である。 やはり疑問が残るのである。 確かに、この落し文の文章には晦渋、 稚拙な部分が

あ

矛盾なく理解する為には、 それでは、この落し文の表現とその内容との整合性について、 次の二つの場合が考えられよう。 どのように考えたらよいであろうか。 この問 題

(a) 萬自身が書いた落し文が撤布されたが、その後、 第三者がそれに加筆修正を施し、 それ が前に 掲 御 陣 内 騒

「柏崎騒動聞書」に掲載されたとする場合。

(b) て第三者が落し文の成案を作成して撤布し、それが前掲史料に掲載されたとする場合。 萬自身は落し文を作成せず、その主旨を第三者に伝え (口頭、 または草案、 覺書等による)、 それに基づい

柏崎騒動管見(小林 文について考える際の参考として、次の二点を指摘して後考を俟ちたい。 落し文の原本が存在しない以上、 a)的何れが正しいか、今、 俄かに断定することはできない。 ただここでは落し

説に基づき、 ことはよく知られている事実である。大塩の檄文の内容は、 その第一は大塩の檄文との比較である。萬が大塩の乱の直後から、 近年は悪吏の暴政により人民が困窮し、その怨気が天に通じて連年、 最初に古典的な儒学の政治思想ともいうべき天人感応 その檄文や関係文書を蒐集し、 天災地変が起きていることを述 研究してい

11 べる。 次に大坂町奉行や配下の諸役人による悪政の状況と豪商による奢侈放埒の生活を一々具体的な事例をあげて

治を恢復する決意を述べ、その協力を呼びかける。

厳しく糾弾する。 最後に摂津・ 河内 • 和泉• 播磨の窮民に対し、 これら貪吏・奸商を誅伐して、 中興 の神武帝 の政

じであるが、 あって、極めて格調の高いものである。一方、「生田萬の落し文」は大塩の檄文と比較すると、その構成はほぼ れていない。 大塩の檄文の内容・構成は上記の通りであるが、 表現ともに高邁に過ぎ、 全体として平易に書かれており、 文章の長さも、 また長文に過ぎて、 大塩の檄文の三分の一程度である。 難解な漢語は殆ど用いられておらず、 当時の柏崎の町在民にとってはなじみ難く、直接彼等に訴えるこ それは中国の故事を交え、 恐らく萬は大塩の檄文を読んで、これではその内 漢語を多用し、 儒教的な天人感応説 且つかなりの も述 長文で

文②を掲載する 次に指摘しておきたい第二は、 「御陣内騒働記 には、 この落し文と関わりの深いと思われるもう一人の人物についてである。 その冒頭に次のような記事がある。

とはできないと感じたのであろう。伝存の落し文が果して萬自身によって書かれたものかどうかは不明であるとし

上記のような萬の意向がそれなりに反映していると考えてもよいのではなかろうか

前掲落し

ても、この落し文には、

兼而春中が謀反之企なる事にや、 頃 《は天保八酉年六月朔日、 柏崎陣屋御騒働有之。 生田萬方へ罷越、 其節、 詠し候事也。 狼藉もの之書記と相見 へ申

御門辺にことしあらばと たくむなる

こぶしをにぎる春ハ来にけ

山岸 加

掲 ここには、 「肴場四ッ角ニ壱丈斗之竹先キニ水引ニ而結ひ付の落弁之事」 先ず 「山岸 加 藤」、 即ち 山岸嘉藤次が生田萬方を訪 れた際に詠 という前書があって、 んだという歌が掲げられ、 その後に 「此書付、 その次に 早速ニ 前

実に注目した

と嘉藤次との

関係を暗示しているように思われるが如何であろうか

州浪 乞に参上した際にも萬に同行し、 嘉藤次は天保八年五月九日、 人の劍術家 . 岸嘉藤次秀俊 鷲尾甚助 (当時三十一 (陣屋襲撃者の一人) 歳 萬が柏崎諏訪神社の神官、 また後掲の嘉藤次の は、 越後国蒲原郡源八新田 の門下であったが、 「死骸御見分書」 樋口家を訪れ、 の百姓であって、 萬が来柏した際、 にも、 半月間留守をする旨を告げて最後 「嘉藤次儀 農業の傍ら経師屋渡世を營み、 その門弟となっ 始終萬江付歩行_ た人物であ と記 0) 暇 尾

されている。

六月一日未明 鈴木城之助、 Ш 陣屋襲撃に参加した集団は、 岸嘉 藤次の三名であり、 鷲尾甚助、 萬を含めて六人であるが、 古田喜一 郎は鵜川橋上に旗を立て、 その中、 陣屋を直接襲撃し 町 方から来るも た のは 0) 生 0) 往 田

従って萬の意を受けて陣屋襲撃の下準備にも奔走していたのではない

このように嘉藤次は萬の思想や人格に傾倒し、

事件の始めから終りまで絶えず萬と行動を共にし

てお

かと推測される。

陣屋 来を遮断し、 の門 .外にあって警固に当っていたらしい。ここでは嘉藤次が襲撃当初より萬と共に実戦集団に参加してい その警固に当った。 残る一名の小沢佐左衛門の動向は必ずしも明らかではない が、 B はり鵜川 橋 る 上

生田、 めら 陣 n 屋 るが 鈴木の首は死体 襲撃中に斬 (鷲尾の 死した鈴木の他五名は、 み遁 から切断されておらず、 れて江戸幕府に自首)、 納 屋 古田、 町 それら五人の遺体は桑名藩代官らの 浦 の浜に逃走して自決するか、 小沢の首は死体から切断されてはいるが、 もしくは陣 「死骸御見分書」 屋 0 武士に その首は検屍役人 よっ によ n て討留

13

うか。

心情を憐んで、せめてその首が汚吏の手に落ちて市中に晒されることのないようにという萬の配慮からでは るに際し、 ち検屍役人は、 について前記 藤次の首を海中に投じたのか。それはこの度の陣屋襲撃に際し、 かし、 鷲尾が介錯し、萬もしくは萬の命をうけた鷲尾が、その首を海中に投じたものであろう。 山岸嘉藤次の首だけは遺体から切断されて浜にはなく、 「死骸御見分書」は、「右之もの首被打落候を萬、海中へ投入候趣ニ而、不相見」と記してい 嘉藤次の首は生田萬が海中に投じたのではないかと推測しているのである。嘉藤次は恐らく自決す 終始自分と行動を共にし、自分に殉じた嘉藤次の 首のない遺体だけが浜に残されていた。その点 何故、 萬は嘉 る。 なかろ 即

三 落し文のレトリック台

記述と相俟って山岸嘉藤次以外には考えられないであろう。

以上から、もし落し文の作成やその撤布などに深く関わる第三者が居たとすれば、

それは前掲

「騒働記

0)

――正当化の為の二つの根拠――

所がある。 しかし、 柏崎 その論旨を分析して全体を整理するならば、凡そ次のようにいうことができよう。 の民衆が蹶起すべき理由について縷々述べているが、その内容は、 やや錯綜して理 61 個

起すべき理由になり得るかといえば、 いうのである。 いことによって、民衆の多くが「必死」の状態に陥っていることが強調されている。それでは何故、 落し文では、 従って、 陣屋の役人が暴利を貪る商人や長百姓と結託して、 落し文のいう民衆蹶起の義務付けの根拠は、 陣屋役人等による、そのような行為は、 飢饉の際の緊急的な措置、 究極的には「天の道理」にあり、 結局「天の道理」に反するからだと 即ち津留めを行わな そのことが蹶 落し文が

柏崎騒動管見(小林 宏)

> その冒頭において「民は国の本ニ而、 るのはその為である。 行動を起すことを暗に宣言したものであり、 即ち冒頭のこの文は、我々は「天の道理」に基づいて、この度の陣屋役人の悪政に抵抗 民の貧富より国も貧富するハ天の道理也」といって、「天の道理」 それは萬の集団が行動を起した際に掲げた白旗の文字 「奉天命討 をあげ

国賊」とも符合するのである。

る実力行使の為の究極の根拠は、「天の道理」と「神勅」にあるということになる。即ち「天の道理」「神勅」 商人、大肝煎らの首を刎ねるべきだと主張している。落し文には、この「神勅」の内容については何も記されてい また落し文の後段には、「天照大神之御勅」なる語が見えており、 それは後述するように「天の道理」とほぼ同じものと考えてよいであろう。そうすると、 この度は、 その法に従って暴利を貪る代 この事件におけ

とまず承認した上で、実定法以外の秩序に基づく義務 当するものであった。 現代の抵抗権理論によれば、 抵抗権とは実定法上の義務が合法的に成立していることを前提とし、 (非法律的義務、 自然法上の義務)を根拠として、そうした その前 提をひ

えども、

それを否定することのできない永久不変の効力を有する規範であり、今日でいう自然法

に相 は

務を拒否するものであるから、 「天の道理」や 大塩の乱の如き行動に対する禁制の存在をひとまず認めながら、その禁制を順守する実定法上の義務よ 「神勅」という非法律的義務の方に価値があるとして、それを根拠に前記禁制を順守する義 やはり一種の抵抗権理論の上に立つものといえよう。

義務を拒否することを、その内容とするといわれている。この落し文も、「大塩平八郎様之大事は堅く禁制

15 しそれだけでは、 このように落し文は、 その内容は余りにも莫然としており、 民衆による抵抗の義務付けの根拠を「天の道理」や 抽象的である。 もとより落し文には、 「神勅」 に求めるものであるが、 「民は国の本ニ而 しか

行為の具体的な内容を挙げて、

彼等を糾弾しているのである。

16 かし どのような場合に、どのような政策をとることが民を富ますことになり、また民を貧しくすることになるのか。 民の貧富より国も貧富する」こと、及び「治乱共二民を富ます」ことが 「民は国の本」とは、一体どういうことなのか。それは「民の貧富より国も貧富する」ことであるとしても 「天の道理」であると説明されている。

記の文だけでは、「民は国の本」という実際上の政策の内容を知ることはできない。そこで落し文は、 り、それが即ち が暴利を貪る悪徳商人らと結託して津留めを行わないことこそが結局、 「民は国の本」という「天の道理」や「神勅」に違反するのだとして、 民を貧しくし、 民を死に追いやることにな 陣屋役人や商人らの不正な 陣屋の役人

四 落し文のレトリック(二)

松平定信の政策

根拠と当時柏崎において発生した飢民救済問題という実際上の根拠との二つがあることを指摘した。 前章では落し文の論理の構造を分析して、 民衆の蹶起を正当化する根拠には、「天の道理」「神勅」という理念上 しかし落っ

根拠の他に民衆の蹶起を正当化する根拠として、更にもう一つのものがあげられている。

文には、

上記二つの

ある。 るものである。 の民衆の蹶起を正当化する根拠として極めて重要な機能を果すことを落し文の筆者がよく認識していたことを証 文の前段に見える 落し文が それでは 「楽翁様の御政事・御思召・ 「楽翁様以来之御政事」と後段に見える「楽翁様の御思召」「楽翁様の御主意」とが即ちそれ 「楽翁様の御政事・ 御思召・御主意」とは一体どのようなものであるか、 御主意」をあげていることは、 松平定信の政治・思想・信条がこの またそれは前述

の理念上の根拠、 楽翁松平定信は、 実際上の根拠とどのような関係にあるのか、 安永三年(一七七四)三月、 陸奥白河藩主松平定邦の養子となり、 以下、 それらの問題について考えてみたい ついで天明三年 (一七八

中職を辞してから後は再び藩政に専念した。 績を買われて老中首座となって幕政を担当し、 三)十月、数え二十六歳にして定邦に代って家督を継ぎ、白河藩十一万石の当主となった。同七年六月、 文化九年 (一八一二) いわゆる寛政の改革を推進したが、寛政五年(一七九三) 四月、 家督を嫡子定永に譲り、文政十二年 七月、 藩政の実

退後も約十五年間 以上が定信の政治的な略歴であるが、この経歴からすれば定信は約三十年近く白河藩主としての地位にあり、 (その間には、文政六年三月の久松松平家の白河から桑名への転封がある)、生存していたから、

八一二)四月、七十二歳を以て沒した。

従って定信は、 起きた柏崎騒動は、 その間も藩政に多か 陣屋の役人にとっては勿論のこと、 定信隠退後から二十五年後のことであるが、定信沒後から数えれば僅か八年しか経ていない。 れ少なかれ影響を与えたことは十分に考えられよう。一方、天保八年(一八三七)六月一日に 当時の柏崎の町在民にとっても決して偶像的な存在ではなく、

極めて身近に感じる人物であった。右に関して次に具体的な事例をあげて見ることとしたい。

が家督を継いだ天明三年 の蜂起が 定信の政治改革は頗る多方面にわたるが、 始まってい た。 定信は比較的被害の少なかった越後領分の収穫米の廻送を図り、 は V わゆる天明の飢饉の真只中にあり、 その藩政改革は飢饉対策から出発したといっても過言ではない。 白河城下においても打ちこわしが発生し、 上方や他領からも米穀

購入に努めると共に、 る人別扶持を導入して藩の財政をきりつめ、 藩の御 .内用達の豪農商には飢民救済の為の資金を調達させた。 また厳しい倹約令を発して自らも生活を質素にして範を示すなど、 一方、 家臣に対しては、

17 積極的 な飢饉対策を打ち出し、 どうにか白河藩領における、 この危機を乗り切ったのである。

接柏崎 堀氏 定 定信 この嫡流が 信 陣屋領分に対するものではなかったが、 が老中職 の監督の下、 を廃し、 に就い 領地 寺社奉行が公正な裁判を行い、 て間もなく、 の入替をするなどの処罰を与えている。 柏崎 一町に隣接する椎谷藩領に、 定信の名声は藩主就任早々から柏崎にも聞こえてい 悪政を行った当藩主を若隠居させ、 このような定信による民政重視の撫民政策は、 7 わゆる天明義民騒動なる百 他家から新藩主を迎 姓 揆 が 起きた えて 直

たに

違

な

國學院法學第51巻第4号(2014) にも目安箱を設置するが、 定信は藩主就任 なども、 やはりできるだけ民意を尊重したいという定信の意向が反映した措置であろう。 い翌年、 即ち天明四年 その後、 寛政元年(一七八九)九月には、 (一七八四)八月には、 江戸屋敷、 それを陣屋の門前に移設したとい 及び白河城内と並 んで柏 崎陣 うか 屋 0) 勘定所

それでは定信と柏崎の町在民との人間的な関係やその交流についてはどうであったか。

たことは

なか

つ たが、

柏崎

町

の大庄屋、

町年寄らは、

定信が白河に入部してい

なお、

その際には

「御宮」、 る間は年頭

即ち定信が藩

また文化 祖定綱 河城

0

挨拶に白

まで参

定信は柏崎に

は

度

る赴

を奉祀した祖廟と「御学校堂」、

即ち定信が創設した藩校立教館を拝見することとなっていた。

定信に謁見することが恒例になっていたようである。

定信の措置であろう。 不及其義」としてそれを断り、 (一八〇九) 六月、 町年寄市川記七郎が白河表に参上し、 「冥加人足」 を差し出すことだけを許している。 白河大火の為の献納金を申し出た際、 B はり柏崎 町在民の負 定信は (担を慮 「此度 つ

を好み、 崎 の町役人に下賜されたことが窺われる。 一年六月、 0 市川 京都で修業したが、 記 大庄屋を仰せ付けられたとき、 七 郎は、 文化十 その 点 年 (一八一七) 「自画三枚」を藩主定信に献上した処、 方、 「守国院様御自筆」 八月、 前記中 「守国院様御自筆」 村吉之右衛門の父、 を頂戴したというか 一を拝領し、 定信は 御内用達の中 別而奇特二被思召 Ġ, 町 年 寄 定信自筆 ·村吉左衛門は 中 村 吉之右 0 幼少 品 衛 御満足被為 門 んより 屢 々柏

定信の存在は、

やはり身近なものに感じられたのである。

19

遊候旨」 仰 せ出され たという。 このように定信と町役人とは白河城 における年 頭 の挨拶 の他、 書 画 等の交換を

蕳 在

雨以 は、 く集合する場所でもあったから、 願がここに籠められているとみるべきであろう。 当時遺存した定信の Ш を繋ぐものとして、 ても交流があっ の御島石部神社等の の民衆との関係は如何であったか。 しては、 .田八十八郎編 以上は定信と柏崎の大庄屋、 詩 「字体遒美、 柏崎町 災厲不起、 の聞 たのである。 稀に覽る所なり」「字体は八分にて頗る観るべきものあり」などと記されており、 『刈羽郡旧蹟志』上下巻 定信が下賜した柏崎町及びその周辺の神社仏閣の扁額の題辞や寺院の梵鐘の銘文等があっ !光寺のものが遺されているが、それには無量寿経の文が引かれて、「天下和 ものがあげられており、 扁額としては、 国豊民安、 兵戈無用、……文政九年季秋書 町年寄、 定信の真筆は万人の注目する所となったであろう。このようにして庶民にとって 勿論、 柏崎町の福厳院、 御内用達等の富裕層との交流の一 (明治四十二年、 それらは寺社名もしくは本尊名等を書いたものである。 般の庶民が定信と相会することはないのであるが、 前掲 永徳寺、 『刈羽郡 刈羽郡役所発行、 明蔵寺、 旧蹟志』 左近衛少将 下宿村の普益堂、 には、 端であるが、 八〇・一〇三・三四八頁) これらの 源定信」とあり、 それでは定信と一 扁 比角村の真光寺、 額 の題 順 定信と民衆との 辞や 寺社は庶民の多 定信の日 日月清明、 梵鐘の銘文と によれ 洪 鐘 般 北条村 の銘 頃 0 の念 町

五 落し文のレトリックに

――「国本論」をめぐって―

ば、この書は藩祖定綱の著「牧民後判」を読んで深く感動し、 教思想を強く受けて、民を養うことが即ち治国の基本であるとし、 信が天明元年(一七八一)八月、二十四歳の時に著わした「国本論」である。定信自身による本書の序文によ 松平定信の政治思想と落し文のレトリックとの関係を考える際に看過することのできない文献がある。 同書に触発されて書いたものであり、 君主の奢侈贅沢からする、 民に対する圧制や収 その内容 それ には儒 は定

奪を厳しく戒めたものとなっている。

うに定信の著わした「国本論」 しき者あらず」という孔子の言と同意である)。 と記されている。 るというのである。一方、落し文にも、その冒頭に「民は国の本二而、 あるから、民を豊かにすることが国の基礎を堅固にすることになり、国の基礎が堅固になれば、 あり、その自序の冒頭にも、「書曰、民可近、不可下、民惟邦本、本固邦寧」と見えている(傍点、小林)。このよ 謂なり」「孔子は子富んで父貧しき者あらずとのたまひ、 って記された可能性があることになる(落し文の 国本論」は、その巻之一の首部に「民を厚くすれば人君危亡の禍ひなし。書曰、民惟邦本、本固国寧とは此 そうすると、この文の内容は、 の書名は、 書経 「国本論」と同じ意味となり、 (偽文尚書「五子之歌」) に出典があり、 「民の貧富より国も貧富する」も、「国本論」の「子富んで父貧 有若は百姓足らば君誰と共にか足らざらんと云へり」 民の貧富より国も貧富するハ天の道理也 落し文の前掲文は、 それは「民は国の本」で 玉 の政治は安定す 国本論」 に拠

右の広告主

「本屋七左

エ

門

の下にある印章には、

陽刻、

篆書にて「戸田榮松謹言」と記されてい

香しやく寺ゎき

こに 々此儀を第 落し文の に存する。 前 高塩博氏所蔵の 一と致され候処」と述べていることによって或る程度、 掲文が定信 の著書を踏まえて記されたことは、 「国本論」 写本三冊 (上中下)である。 落し文がその後に、 推測さ その第二 れるが、 $\overline{\mathbb{H}}$ 中 「柏崎、 更にそれを裏づける史料 (巻之二) 楽 翁様以来之 0) 裏表紙の見返り 御 政

相

次の如き書肆の木版刷

の広告文が貼付されている。

節さ経は 往来物 歴れまり 女児がんなの 和ゎ 哥ゥ
本は 書き 唐紫 俳談 本品 諧談 其外色々 医りょ 算法記記 詩文章 法がなってき 画系でほん 百人首 用文章

字びき

具本 軍書 通俗 実録 LEA でもりょ 05 Pで じらる ハ、三十日限り取揃へ 右ハ 京・ 江戸・大坂の立直段ニて奉差上候間、 実 録 る 伝える 記き 格別下直ニ仕候間、 仇 於 討 方 絵^ゑ 本ผん 沢山御注文之程、奉希上候 読みほん 御用被仰付候様、 写しゃほん 随いかっ 戯げた 奉願上候、 し滑っ ぐ稽い 尤私店ニ 物のかたり 無之品 其外色々 ハ御注文被下置

右者京· 柏崎しま町 江戸·大坂 の新は 本屋七左エ んも の格別ニ相働 門記 印 キ奉差上 一候間、 不限多少 御用向被仰 付 候 様 偏奉 願

上

次郎氏自筆稿本) この 「本屋七左 によれ ば エ 門 同史料の嶋 (戸田榮松)」とは如何なる人物である 町 の部には、 一戸田 氏 和泉屋、 か。 材 柏崎市立図 木商、 嶋町 書館 住 游 蔵 浄 戸田幸七には二人の男 .興寺旦那」とあって、 「柏崎文庫」 (関甲子

21 子が 次に戸田氏の あ ŋ 兄を七兵衛、 の系図が! ~掲げら 弟を七左衛門と言 ń その系図中には 17 人物の注記が為され 七兵衛に う ζ) 7 は てい 嶋町ニ る。 住 それによると、 後大町ニ 一出で、 書籍文房具を鬻

貸本を為す。

律を犯して笠かぶりとなり、

後医者となる。

隠居別家して嶋町ニ住し良齋と号す。

慶応二年八月

國學院法學第51巻第4号(2014) てい 平の点をうけたり。穂波の号あり」、七左衛門については、「久松。 れている。 三日死す。六十三才。釈名惠空。若き頃、 董商となり、 の営業を停止された。兄の廃業後、 る。 同史料には、 それによると、 安政から明治にかけて当地で屢々書画会を催し、 右の系図を掲げた後に別に項を起して、 戸田七兵衛は書籍文房具を売り、また貸本業も営んでいたが、 弟七左衛門 江戸ニ出で、前田夏蔭ニ国学を学び、 (松園・久穂) 七兵衛と七左衛門について、 は、 柏崎の社交界を賑わしたという。 兄の後をつぎ、 兄の業を継いで書肆を経営し、 和歌を作り、後香川景樹、 書店、 後書画骨董商」と記され 罪あって桑名藩か 更にその経歴が詳 明治二年に上京、 その後は書 き書籍 本居大 述さ

の兄七兵衛は若くして江戸に出て前田夏蔭より国学を学び、 ここで更に注目すべきことがある。 前述したように、弟七左衛門は兄七兵衛から書肆を引き継ぐのであるが、 また和歌をよくした。 しかも、 この七兵衛こと戸 Ħ そ

は

浅草三筋町の自宅において五十一歳で病死した。以上から前掲

「国本論」に貼付された広告文の「本屋七左エ門

右系図中の戸田七左衛門と断定して、誤りないであろう。

波は、 れには「ほんしち」と仮名が振られている。「ほんしち」が「本屋七兵衛」(ધ) 親交のあった柏 しかも関甲子次郎氏の祖父である関守雄と戸田穂波とは同じく前田夏蔭の門下であり、 実は生田萬が来柏したとき、その門人となった人物である。関甲子次郎氏の「生田の旗風」には、 :崎の人々の姓名が二十人ほど挙げられているが、その最後に「戸田 の略称であることはいうまでもな |穂波| 親友の間柄であった。 の名前が見えており、 生田

萬が 生田 このように生田萬と戸田穂波とは師弟の関係にあったから、 ?師弟の誓約書を守雄に強く求めた為、 0 旗風」には、 穂波が守雄に対し、 生田萬に入門するように勧め、 結局は入門を断念したことが紹介されている。(『) 当然、 穂波は萬から書籍に関する新し 守雄は穂波の紹介で萬と三度会ったが、 41 知識を得る

と同 もとは七兵衛・穂波が所有していたことになろう。「国本論」写本が元来、 時に、 その書肆をそのまま兄から引き継いだとすれば 方 萬の為に書籍の購入や貸借の便宜を図ったことであろう。穂波の弟、 (但し、その年代は不明)、定信著の前記 七兵衛所有のものであったとすれば、 七左衛門· 「国本論」 松園が兄の処罰 の写本も、

売買されていたことは確実であるから、 しまた前記 萬が門弟の七兵衛を介して定信の「国本論」やその他の著述を読んでいた可能性は十分に考えられるのであり、 「国本論」写本が七兵衛所有のものではなかったとしても、 落し文冒頭の記事が定信の「国本論」 当時 を踏まえて書かれたとしても、 国本論」 写本が柏崎 の書肆にお 決し 4 7

る如き記述が見受けられ、 て不自然ではない。 ただ 「国本論」は儒教の仁政思想に基づいて記されたものであり、 一方、 萬は儒教思想を排する国学者であったから、 「国本論」と萬の思想とは相容れ そこには易姓革命を肯定す

落し文の前掲記事を民衆蹶起を促す為のレトリックとして捉えれば、

さして問

題

は

4

ものもあったと思われるが、

賊 ないであろう。 の文字があって、 萬の集団が襲撃に際し、当初から「大塩党」を名乗り、 共に儒教思想を排していないことが明らかであるからである。 また集団の掲げた白旗には 「奉天命誅

六 落し文のレトリック四

――生田萬と松平定信――

最後に て一言しておきたい。 「天の道理」と並んで落し文にある民衆蹶起を正当化する為の、 もう一つの理念上の根拠、 神勅」 に つ

23 落し文の後段には、 第 弐人之御代官、 此西山 岩下・ 西巻米屋、 在分ハ大肝 煎不残 是等 ハ張本ニ付、

此

げ

の文を踏まえて記されたものではなかろうか

の語 得共、 て、 Ō 天神 共首刎可 が見えるが、 楽翁様 楽翁様の御主 中事、 0) 御思召も一 その内容については何も説明されてい 楽翁様の御代ならハ如斯之処、 意ニ 同之事ニ付、 か わるべきもの也」 少々其法ニ隨ひ、 と記され 只今我々共、 ない。 てい 同百姓 る。 しかし、この文は以下に掲げる本居宣長の 国法ニしたかひ、 ここには、 一町人の難渋の者共、 「国法」 天照大神の御勅 「天照大神の御勅」 早々決断して是等の首を刎 こしたが (「神勅 ひ来候

下の なきやうに、 は天照大御神より ちこれ天照大御神 又天照大御神の預けさせたまへる御国なり。 れを預かり行ひたまふ御事なれば、 大将軍家の、 さて今の御代と申すは、 民は、 み撫給ふべき事、 又其国々の政事は、 みな当時これ 常々御心を付らるべき御事 天下の御政をば、 ^預かり奉れる御民ぞとい .. の 御 御 定・ 大名の肝要なれば、 天照大御神より、 を まづ天照大御神の 御掟なれば、 東照神御祖命御代々の大将軍家へ、天照大御神の 敷行はせ給 其御領内への民も、 ずなり。 殊に大切に思召て、 次第に預かりたまへる国政なれば、 ふことを、 御はからひ、 ふ御世にして、 下下の 然ればかの神御祖命の御定、 事執行 忘れ 朝廷の御任 ふ人々にも、 たまはずして、 全く私の民にはあらず、 その御政を、 此御定• によりて、 御 又一 此旨をよく示しおき給ひて、 掟 これ又殊に大切 御代々の大将軍家の御掟は、 を 玉 随分大切に執行ひ給ふべく、 預けさせ給 東照神御祖命より御 <u>.</u> 背かじ頽さじとよく守り 国も私の国 郡と分て、 にお る 御民 「にはあらず、 御大名たち各こ ぼしめして、 いなり。 つぎくく、 す なは 玉 民 ま 天

6 朝廷から委任を受け、 右 その 0) 「玉くしげ」の文の意味するところは、 政治を一 玉 郡に分けて預けられて それが家康公から代々の将軍家に受け継がれているものであり、 7 るものである。 凡そ次の 通りである。 即ち天下の国土・人民は、 今の武家政治は、 天照大御神 各大名家もまた将 すべて天照大御神 .. の 慮 こから 軍 基 家

の文に拠りながら、

更にそれを一歩進めて、

我々は「神勅」(「国法」も「神勅」とほぼ同意)

結局、

落し文の後段の文は、「玉くしげ」

に従うことによっ

宏)

彼等は直ちに処刑されるべきであるというのが落し文の論理であろう。

勅」や「国法」に照らして、この度の代官や米商らの行為をはかれば、

彼等は明らかにそれに違反しているから、

ŧ

従って各大名家は、それらの法や掟を尊重し、順守すべきであり、 った国土・人民であるから、 家康公や代々の将軍家の定めた法や掟も天照大御神の定めた法や掟に他ならな 領内の政治も天照大御神より預けら た政

か

ない。 とが肝要である。 あるから、 大切にそれを執り行い、 人民と直接対応する家臣にも、 領内の人民も天照大御神より預けられた人民であるから、 この旨をよく認識せしめて心得違いのないようにしなけれ 大切に撫育すべきこ ばなら

実定法的な意味合いは少ないであろう)に従って来たけれども」ということであろう。また「少々其法ニ隨ひ」の や藩法などを指すか。 照大神の御勅ニしたがひ来候得共」とあるのは、「我々は天照大御神の御勅やそれに基づく国法(ここでは幕府法 以上の 「玉くしげ」の文を念頭に置いて、 「神勅」や「国法」のことであり、それは「人民撫育を目的とする法」を意味するであろう。 但し、それは「玉くしげ」の「東照神御祖命の御定」「御代々の大将軍家の御掟」と同じく、 前掲の落し文を読むと、落し文に「只今我々共、 国法ニしたか 即ち ひ、

天

柏崎騒動管見(小林 げ」の文を引用していることに注意)、この落し文が萬の意を受けて書かれたとしても何ら不思議ではなく、 「神勅」に従わない代官や米商らを誅伐するのだという正当性を主張したものである。 生田萬が を「玉くしげ」と同じく為政者に対する人民撫育の為の天照大御神の至上命令と解することができるとす 「玉くしげ」を精読していたことは明らかであるから (萬の著わす | 岩にむす苔」 このように落し文の が

ろこの個所は、 国学者生田萬の思想が尤も鮮明に表現されている部分であるといえよう。

25

ここで更に注意すべきことがある。 それは落し文に、「天照大神の御勅ニしたがひ来候得共、 楽翁 様 0) 御 思召も

心得之箇条」を上呈しているが、そこには有名な「大政委任論」と称される内容が含まれてい 落し文の筆者がよく認識していたことを意味する。 天照大御神の 同之事ニ付」とあり、 「神勅」と「楽翁様の御思召・御主意」とは同じものであること、 また「天神・楽翁様 :の御主意にかわるべきもの也」とあることである。 松平定信は天明八年(一七八八)十月、将軍家齋に対し、 しかもその同じものであることを る。 即ち上記 その内容とは この文は、 御

國學院法學第51巻第4号(2014) とになり、 制しようとしたものである。 日本国六十余州は朝廷から預かったものであり、 楽翁様の御思召・御主意」とを同じものとして扱っているのは、まさにそのことを示している。 定信が 「玉くしげ」を読んで、そこから影響を受けたことは十分に考えられよう。 そうすると定信の右の 将軍の私有物と考えてはならないとして将軍の恣意的な政治を抑 「大政委任論」 は、 前掲「玉くしげ」の文と同じ内容をもつこ 落し文が

くの日本の古典を書写しているが、 より古歌に親しみ、 定綱の勧学家訓を安置した。 n てい。318 自身も多くの秀歌を遺している。 父田安宗武は、 定信の大字の揮毫は雄偉にして豪爽、 すぐれた歌人、歌学者でもあったから、 また漢籍と共に源氏物語、 その細字の筆法は精緻にして優雅と評さ 伊勢物語、 定信はその感化を受けて幼少 万葉集、 古今集など多

子を祭らず、 名であり、

釈奠も行わず、

定信の父、

田安宗武が国学に造詣が深く、

荷田在満や賀茂眞渕らを登用し、古典や故実に通暁してい

たことは有

定信は白河に藩校立教館を創設する際には、

孔

左に家康の遺訓、

右に四書五経と藩

定信も、

その家学の影響の下に育てられた人物である。

しかも学館講堂の中央には天照大御神を祭り、

編 方 水戸 の徳川 田 一萬は 、光圀による大日本史・礼儀類典の編纂をあげ、 「岩にむす苔」 の中で、 徳川家康による皇典に基づい その次に た政 「田安様にては加茂眞渕翁を召させら 治 尾張の徳川 、義直による神 祇 典 0)

価されている。 熱は、 n n が多いが、 ら、定信との年齢の差は四十歳余の開きはあるけれども、二人は同時代を生きたから、 ることを思えば それに啓発されたという記録はない。 ており、 紀州様にては本居宣長翁を召させられ候」と述べて、古道学を提唱している。 青年期の萬の耳にも当然届いていた筈である。萬はすぐれた歌人でもあり、 また書道においても、 折々の実感を詠じた歌には生気が充ち溢れ、 萬は定信に対しても関心を有していたに違いない。 空海、 しかし、ここに「田安宗武」の名をあげて、 道風などの墨蹟を臨摹して修業に努め、 当時の一流の歌人に比しても遜色のない秀歌が多い 萬は享和元年(一八〇一)の出生であるか その書は高雅な一 その国学研究を高く評価してい 確かに萬が定信の著書を読 題詠の歌には型に囚われ 定信の政治改革に対する情 面を有すると評 といい た凡作

ゆる たが、 や趣味においても両者には共通するものがあったから、 敢て不思議はないであろう。 もとより定信と萬とは、 るということは、 「和魂漢才」の精神の持主という点におい しかし日本国家の自立・発展の為に、 上記の如き萬の定信観がその背景にあったからではなかろうか。(※) 一方は朱子学を奉じ、 落し文の筆者が 日本固有の精神に基づいて漢学を修め、 「神勅」と「楽翁様の御思召・御主意」とを同一のものとして認識し ては両者は共通しており、また和歌や書道など、 他方はそれを排するなど、その思想、 萬が定信の政治や思想に共鳴することがあったとしても それを活用せんとする、 信条には異なるものが その古典的 61 あ わ

結 言

以上、 本稿では、 (V わ いゆる 「生田萬の落し文」を通して、 生田萬がどのようにして民衆に対し蹶起を呼び

か

使の 行動 み為の への参加を促したか、 正当化の根拠を整理するならば、 その説得の為の技術 それには大きく分けて次の三種があったと思われる。 技法について、 主として探って来た。今、落し文があげた実力行

國學院法學第51巻第4号(2014) 第一 「必死」 「天の道理」と の状態にある飢民の 「神勅 ン救済

楽翁様の

御政事

御思召

御主意

実の 説得することが可能となり、 て納得せし の現実上の根拠は、 う自然法に相当するものである。 で莫然としており、 第一の根拠は、 問題である。 める大義名分がない。 l 何人といえども、 人々に対し、 それを掲げるだけでは人々に対し、 かし第一の理念上の根拠は、 また実践の為の積極的な行動を促すことができる。 第二の根拠は、 第一 実践の為の積極的な行動を促すことはできても、 これを否定することのできない永久不変の効力をもつ規範であって、 の根拠と第二の根拠とが結びつくことによって、始めてすべての人々に対し 万人をして納得せしめるものであるとしても、 当時の柏崎において一刻の猶予をもゆるされない目前に迫 実践の為の積極的な行動を促すに十分では 落し文の論理を敷衍すれば、 それを掲げるだけでは万人をし その内容は ない。 今日でい また第一 抽 象的 た現

定信は は 定信政治の基調は、 定程度成功し、 国本論」 の著者でもあり、 その 支配階級の収賄禁止等による奢侈の抑制と人民愛撫の精神による窮民救済にあり、 実績 似は柏崎 また の町 在民にとっても、 「大政委任論」 の意見の持主でもあった。 前藩主の治政として身近に感じるも ζJ わば定信は上記 のであっ の第 た その 0) 根拠 か

第一の

根拠と第二の

根拠とを強く結びつけるも

のが

即ち第三の根拠であったということができよう。

の根拠は である理念に基づい 楽翁様」 の名におい て、 第二の根拠である現実の諸問題 て すでに統合されていたのである。 とり わけ飢民救済問題を解決した人物であり、 従って「楽翁様」 という名は、 今、

参加しなかった理由はどこにあるか。それについては、

隨った数十名のいわゆる弥次馬的農民も、

実は与板藩の領民であった。この乱に柏崎陣屋の支配する領民が

従来から種々研究が為されているが、

なおそれは

この ~一人も なお疑問であるとしても、このような落し文にみる、巧妙なレトリックに注目するならば、 楽翁政治 し文が問題としている民衆蹶起を促す為の第 して最もふさわしく、またその例証としての機能を果すものであった。落し文が「楽翁様」 への回帰を訴えているのは、その為である。この落し文が生田萬自らが筆を執って書いたもの 一の理念上の根拠と第二の実際上の根拠とを強力に結びつける媒介と その大体の骨組 の名を四回もあげて、 かどうかは みを

築した人物としては、やはり萬以外には考えられないのではなかろうか。

崎陣屋領の町役人・村役人らの上層部は当然であるとしても、 自身が作ったとすると、今後、 ったという事実である。 この落し文のレトリックに定信の政治・思想・信条等が大きな役割を演じ、しかもそのレトリックの骨組 ここになお大きな問題が残されている。それは落し文による上記のような説得にも拘らず、この騒動には、 陣屋襲撃を敢行した萬の同志は、浪人二人を含む僅か五名であり、 萬の思想や行動を考察する場合、 困窮している一般の町在民が一人として参加 そのような視点からの検討も必要となろう。 当日未明、 萬の 集 しなか みを萬 寸 柏 か

とにしたい。 件の最大の謎であり、 この事件の真の動機、 意図、 目的とも密接に関わる重要な問題である。 今後の課題とするこ

世篇2下』所収五二〇頁) 所収 「天保丁酉騒動顚末」一二八・一二九頁。 には「集忠義征暴虐」、 「生田萬騒動記」 但し二旒の白旗の後者の文字は、 (同上所収五二四頁) には 「御陣内騒働記」 「集忠臣征暴虐」 (『柏崎市史資料 集

2 柏崎市立図書館所蔵 「柏崎文庫」の今町の部に、「町役人、村役人、又は御内用達、 苗字帯刀御免等の役付は、

 $\widehat{\mathbb{1}}$

天保八年十月二十五日付、

桑名藩江戸留守居役の幕府宛申上書。

山田八十八郎編

『刈羽郡旧蹟志

上

巻

(明治四十

刈

由

家

 $\widehat{\mathbf{5}}$

天保八年六月、

出雲崎御料手代、

桑名藩代官ら十二名による。

『新潟県史

資料篇 12

近世七

幕末編』

昭和五十九年、

八六

を以て撰みしも、追々変化して献金、 下山田、 内・山等、 世襲して町役人出頭たりしが、 上納金、 御手伝等多き者を以て選任する事となれり。……されば天明の頃迄は、 夫れより後は山甚、 小熊等其他の諸家を町役人となしたり」とあるから、 矢口、

「内山篤次」も旧町役人の一族であろうか。

- (3)「柏崎文庫」の中町の部に、次の如き記事がある。 十一軒、 中町、今町と称せしなり。 町の中央ニ井戸あり。井桁六尺四方、飲用水。うたニ、結ふてしまふか結はずに置こか、しあん中町洗ひ髪。行こか新町 元禄の頃より魚市場を立つ。よって此辺を総称して魚場ともいふ。安政鑑に幅四間、長六十間、 「中町、 慶長の頃、 柏崎駅場となり、町家も立ち並びて町名を附し、 人家五
- 4 年、 かへろか四つ家、 一六七頁以下。 天保八年四月十四日付、 しあん中町魚市」。上記の記事からすると、「肴場」は、 中村鷲之助宛の生田萬書簡。寺島錬二「生田萬」館林郷土史談会編 現在の柏崎市西本町二丁目の地域に当る。 『生田萬・荒井静埜』 昭 和 +
- 6 ○頁以下。前掲『刈羽郡旧蹟志 上巻』一二四·一二五頁。 宮沢俊義「抵抗権」『憲法Ⅱ』昭和三十四年、 有斐閣刊、 一三二頁以下。
- 7 信』二〇一二年、 松平定信の白河藩の藩政改革については、 吉川弘文館刊、二七頁以下等参照 渋沢榮一『楽翁公伝』昭和十二年、 岩波書店刊、 四四頁以下、 高沢憲治 『松平定
- 8 新沢佳大編 『柏崎編年史 上巻』昭和四十五年、 柏崎市発行、 三二七・三二八頁。 『柏崎市史 中巻』 平成二年、
- 9 |市川九良五郎由緒書」 | 「中村雄右衛門由緒書」 『柏崎市史資料集 近世篇2上』昭和六十年、 五九八・六〇七頁
- (10)に同じ。

10

·市川九良五郎由緒書」前掲書五九八頁

- 11
- 12 中村雄右衛門由緒書_ 前掲書六〇七頁

13

中村雄右衛門由緒書」

前掲書六〇六頁

- 松平定信の柏崎における評価については、 異論もある。明治四十年九月の柏崎新聞には、 甲子樓主人 (関甲子次郎)
- 此越後領分を以て、 き記事が掲載されている。 御台所と称し、ドシ〜〜領民に、貢租献金等を申し附けられました事であり升。とりわけ御先代の定信公は、 「我が松平越中守家におかせられては、 領有高十一万三千石の内、 越後にて八万三千石を有し、 筆の次の

31

られるようであり、 か 取り上げる事がひどかったさうで有り升。 身代不相当の器量人で有りましたから、中々御物入りが多く、 或は居掛り諸役御免とか申し渡し……」。 それは藩主の早世が続いたことなども、その一因として影響しているのではないか。 其取り上げ吸上げの報酬としては、苗字御免、 しかし献金の代償としての役職等の付与は、 従て領内の民百姓よりは何かと言っては吸ひ上げ、 定信の後を継いだ定永以後に多く認 帯刀差し許し、 或は何人扶持下さると 何かと言っては

- 幹あり。 初め嶋町に書店を開いたが、 左エ門」とあって、「和漢書物処」と 催の如きは多く此松園の発起なり。 本屋七兵工」、「七左工門、 められ、笠かぶりとなり、 も、「本屋七左エ門、 片桐直方宅ニ寓す。片桐、 たまく、松園、 「柏崎文庫」の嶋町の部には、 良助、 笑ひ本を仕入れ、 市在の上流ニ交り、 柏崎正光寺の後山ニ改葬し碑をたつ。 病を得、 戸田良齋の弟、 東叡山の□札をさして来りしを、 松園、 医者を業とし幇漢を兼ねたり。本七坊~~と呼ばる。笠かぶり通りちがへばしらぬ人(間) 免獄せられて浅草三筋町寓居ニ病死す。 書画骨董を業とし、 安政の頃には、 罪を獲、 久穂、 七兵衛 明治戊辰の変、 大町に書籍店を開く。 「懐中蠟燭」 七兵エの弟。香に匂ふ梅のこかけに旅寝して 松園も亦嫌疑をうけて獄ニ繋がる。養子良助、 (戸田穂波)、七左衛門 大町はたご町に転居していることが分る。 前川文雅、 の二枚の木版刷広告文が貼付されている。 大橋陶庵正燾の撰文、 星野藤兵エの手先きとなり、大ニ活動す。二年己巳東京へ行き、 密告者ありて板橋駅ニて荷物差押へられ、 かし本等の元祖なり。安政かゞみに、三都和漢書物処 平山安齋等と安政より明治ニ至る柏崎の社交界を賑はせり。 (戸田松園) について、それぞれ次のように記されてい 時ニ六月二十九日、 晚翠院秀誉松園居士」。 のべの霞をわけや行くらん。七左エ門、 上京して其罪に代らん事を願ふ。 五十一才なり。 上記の記事からすれば なお 桑名藩の裁許にて本屋を止 「柏崎文庫 牛籠光照寺ニ葬る。 よくく 大町 の大町の部 七左衛門は 東京府 る。 書画 本屋七 明治 3 即 n
- 16 相馬前掲書二九四頁
- (8) 特界前掲書二九二頁。
- (18) 渋沢前掲書一六·三七四頁以下。
- (19) 相馬前掲書四三・四四頁。
- 20 6 に また落し文に「此儀私欲ニさへ拘り不申候ハバ天理ニ相叶候間、 この落し文には、 一武の備ハ尤可有之儀也」 他にも定信の影響と思われる個所がある。落し文に、 として武備の必要が強調されているのは、 私欲ニ拘はらぬ事、 定信の 天下の飢饉が原因となって乱世を招く危険があるか 「白河家訓」 第一の肝要ニ候」とあって、「私欲」を 0) 「家中の士は武備を忘るべからず」

はそれぞれ符合する。

……士に俸禄を与ふるは、 強く戒しめているのは、 同「家訓」の「……今や士にしてこの貴き職分を忘れ、妄りに財利を事とし、金銀を貪る者多しといふ。 利慾の念を去り、専念奉公に勤めしむる為めならずや。予が家臣たる者は之を三思せよ」に、その内容

(付記) は 聞書」の撮影・複写に関しては、柏崎ふるさと人物館学芸員池田孝博氏に、柏崎市立図書館所蔵の郷土資料の閲覧・複写に関して 「国本論」写本の閲覧に関しては、國學院大學教授高塩博氏に、柏崎市立図書館所蔵の「柏崎文庫」関係史料、 同図書館司書田村早苗氏に、それぞれ御高配を頂いた。ここに記して深謝の意を表する。

及び「柏崎騒動